

JAF公認競技 共通特別規則書
2021 JAF東北ダートトライアル選手権
2021 JMRC東北ダートトライアルチャンピオンシリーズ
2021 JMRC全国オールスターダートトライアル選抜戦

公示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2021年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、スピード競技開催規定及び本競技会特別規則に従い準国内競技として開催される。

◆◇ 2021年開催日程 ◇◆

第1戦	5月 2日 (日)	MSC はちのへ	TEL 0178-29-0075
		サーキットパーク切谷内	FAX 0178-28-0091
第2戦	5月 23日 (日)	SiF	TEL 024-591-3817
		エビスサーキット	FAX 024-591-3829
第3戦	6月 06日 (日)	MSC あきた	TEL 018-839-0834
		サーキットパーク切谷内	FAX 018-839-0834
第4戦	7月 04日 (日)	MSC-TOWADA	TEL 0176-25-3020
		サーキットパーク切谷内	FAX 0176-25-3038
第5戦	7月 25日 (日)	Team-F	TEL 022-797-1188
		エビスサーキット	FAX 022-797-1188
第6戦	9月 12日 (日)	CMSC 岩手	TEL 0198-45-6670
		サーキットパーク切谷内	FAX 0198-45-2163

第1章 大会の告知（オーガナイザが別紙にて記載）

第1条	大会の名称
第2条	競技種目
第3条	競技の格式
第4条	開催日程
第5条	競技会開催場所
第6条	オーガナイザー
第7条	大会役員
第8条	組織委員会
第9条	競技会主要役員
第10条	1)大会事務局 2)参加受付期間 3)参加費用
第11条	競技会のタイムスケジュール
第12条	その他の事項

第2章 競技参加に関する基準規則

第13条 参加車両

2021年JAF国内競技車両規則 第3編スピード車両規定 第1章一般規定第1条競技車両に基づく下記の車両とする。

- 1) AE部門 2) PN部門 3) N部門 4) S部門 (SA/SC/SAX車両) 5) D部門

第14条競技クラス区分

- 1) スピードS車両部門

クラス0:AE車両・PN車両・1500cc以下の2輪駆動のN/SA/SAX車両
クラス1:2輪駆動のN/SA/SAX/SC車両と1600cc以下の4輪駆動のN車両
クラス2:4輪駆動のN/SA/SAX/SC車両

- 2) スピードD車両部門

クラス区分なしのD車両

第15条 参加者および競技運転者（ドライバー）

- 1) 参加者は、有効なJAF発給の競技参加者許可証の所有者でなければならぬ
但し、競技運転者は参加者を兼ねることができる。
2) 競技運転者は有効な、普通自動車運転免許証と有効なJAF発給の競技運転者
許可証の所有者でなければならない
3) 満20歳未満の競技運転者は参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザ
に提出しなければならない

第16条 参加申込方法および参加受理

- 1) 所定の参加申込書類に参加料を添えて、大会事務局まで送付すること
参加料は現金書留の他、振込み等も認められる
2) 参加車両名は15文字以内とし、必ず車両名を入れること

（通称名：ヴィッツ、マーチ等）

- 3) オーガナイザーは理由を示すことなく参加を拒否することができるが、速やかに
その理由を付してJAFに報告しなければならない。この場合参加料は、返送料及
び事務手数料千円を差引いて申込者に返金する。尚、正式受理後の参加料は、オ
ーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き返金されない
4) 参加申込書発送の証明は受理の証明としては認められない
5) 参加者は、参加申請が受理された後、不可抗力により参加できない時は、参加
確認受付終了までにオーガナイザーにその旨を連絡しなければならない
6) 参加申込締切日を超過した場合、千円の遅延料を参加料に加えて申し込むこと
(受理されない場合もある)

第17条 参加者に対する指示及び公示

- 1) 競技会審査委員会国内競技規則4-9及び10-10に従って公式通知を以って
参加者に指示を与えることができる
2) 当該競技会に関する公示、JAFが行う指示事項及び暫定結果を含む競技結果成績
は公式通知掲示板に公示される
3) 競技会審査委員会及び組織委員会の決定事項または公示、あるいは参加者に関する
指示事項も書類を以って参加者に伝達される

第3章 競技に関する基準規則

第18条 車両検査

- 1) 競技会技術委員長は、公式車両検査を実施する また、公式車両検査に車両を
提示することは、当該車両が全ての規則に適合し参加申告したものとみなされる
2) 参加者は走行可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュ
ールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で
不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または競技会技術委員長の修正指
示に従わない場合は、当該競技に参加できない。
3) 全ての参加者は公式車両検査と同時にスピード競技開催規定に従った服装、装備
備品について検査を受けること。
競技期間中に競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合はこれに従う
こと。
5) 競技会技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求める
ことができる。
6) 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格に
ついて検査ができる。
7) 競技会審査委員会承認のもと、競技会技術委員長は、競技終了後上位入賞車両に
対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従う
こと。
8) 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工
具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合
または検査の結果不合格の場合は審査委員会の裁定により失格となる場合があ
る。
9) 参加者は技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を
証明するため車両カタログ等を提示し証明しなければならない。
10) 競技車両は、公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は指定駐車待機場所
で保管されているものとし（コース走行中または走行のための移動を除く）車両
保管解除もしくは正式結果の発表があるまではオーガナイザーの管理下におかれ
る。
11) 参加者は、当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第5章32条2
に基づき、公式車両検査合格後に競技会技術委員長の許可を得て車両の調整、変
更、交換作業を行った場合は作業が終了した後に競技会技術委員長に申告して車
両の規則適合性について再確認を受けること。
12) 参加者は、競技走行中に転倒等により車両の安全性が損なわれたと判断した場合
は競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

第19条 スタート

- スタート前、コース査察車（マーシャルカー）は赤旗または赤色ライトを表示しな
がら最終点検走行をしなければならない。
1) スタートは原則として、ゼッケン順に行うものとする。
2) スタートは、ランニングスタートとする。
3) 保安上もしくは不可抗力により、当初定められたクラスごとのスタート順を変更
する場合は、競技会審査委員会承認のもと、その内容を公式通知で示す。

第20条 リタイヤ

競技会の途中で競技を危険する場合、また以降競技に出場しない場合、明確に意思

表示を行いその旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第 21 条 一般安全規定

- 1) スピード N 車両、スピード SA・SAX 車両、スピード SC 車両およびスピード D 車両は、当該車両に適用される国内車両規則に基づくロールバーを装着しなければならない。スピード P 車両、スピード PN 車両、スピード AE 車両は、当該車両に適用される国内車両規則に基づくロールバーの装着が推奨される。
- 2) オープンカーは乗員保護の為 6 点式以上のロールバーを装着しなければならない。
- 3) 全ての車両は、適用車両規則に応じた 4 点式以上の安全ベルトを装着すること。
- 4) 競技走行中は運転者側の窓およびサンルーフを全閉すること。
- 5) 競技コース以外の会場内の移動は、最徐行とし、ウォームアップランやブレーキ テストを禁止する。
- 6) ゴール（フィニッシュライン）後の直線区間（減速レーン）では一旦停止せずに 最徐行にて移動し、当該区間（減速レーン）通過後のパドックへの導入路にて 一旦停止後、パドックに移動すること。
- 7) エンジン始動中にジャッキアップをする場合はリジットジャッキ（通称：ウマ）を 用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外はエンジン始動中の ジャッキアップは禁止する。
- 8) パドック内に燃料を保管する場合は、消防法に適合した金属製の携行缶に保管す ることとし、総量 20 リッター以上の燃料を持ち込んではならない。
- 9) パドック内で給油する場合は、粉末消火器（国家検定合格済の薬剤質量 3kg 以 上）を準備し、給油すること。

第 22 条 競技運転者の装備

- 1) 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を 強く推奨する。着衣は、手首、足首等の皮膚が露出しないこと。またその着衣は 難燃材であることが望ましい。
- 2) 競技ヘルメットは JAF「スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合す るものの着用を義務付ける。この適合性は、ラベルで表示されるかまたは証明で きなければならない。

第 23 条 競技の中止

- 1) 事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競 技を続けることが不可能となるような事態で競技を中断する必要が生じた場合、 競技長は赤旗表示を決定し、同時にオブザベーションポストにおいて赤旗が表示 される。
- 2) 競技中断の合図と同時に走行中の車両はただちに競技走行を中止し、オフィシャ ルの指示に従わなければならぬ。

第 24 条 計時

- 1) 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終の コントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計測は、自動計測器にて 1/100 秒以上までを計測し、その計測結果を成績とする。
- 3) 自動計測器は、独立した自動計測器によるバックアップ体制をとり、センサー等 (はコントロールライン上に設置し、位置や高さを統一するとともに外的要因によ る影響を受けることがないように保護すること)。
- 4) 万一自動計測器による計測不能等が発生した場合に限り、2 個以上のストップウ オッチにて 1/100 秒以上まで計測し、その平均タイムを成績とする。

第 25 条 競技上のペナルティ

- 1) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに 5 秒 を加算する。
- 3) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに 5 秒を加算する。
- 4) コース上のマーカー（パイロン）の移動、または転倒と判定された場合は、当該 ヒートの走行タイムに 1 個につき 5 秒を加算する。
- 5) コースから脱輪した場合、1 輪につき 1 回 5 秒を走行タイムに加算する。
- 6) 4 輪がコースから脱輪した場合（コースアウト）は当該ヒートを無効とする。
- 7) ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 8) 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 9) コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。

第 4 章 抗議

- ### 第 26 条 抗議
- 参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則 第 12 条に従い、抗議する権利を有する。
- 1) 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定

する抗議料を添えて競技長に提出すること。

- 2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定さ れなかつた場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が 負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算 定する。
- 4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。

- 5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

第 27 条 抗議の制限時間

- 1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後 30 分以内に提出しなければ ならない。

第 5 章 競技会の成立、延期、中止または延期

第 28 条 競技会の成立、延期、中止、または短縮

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第 31 条に従う。

第 6 章 儀典および賞典

第 29 条 儀典

- 1) オーガナイザーは、優秀な成績を収めた者の栄誉を称え、東北選手権として相応 しい設営と運営を行うこと。
- 2) 参加者および競技運転者は、オーガナイザーの指示に従い遅滞なく行動しなけれ ばならない。

第 30 条 賞典

- 1) JAF 賞:全部門・全クラスの 1 位～3 位に対し JAF 賞が授与される。 ただし、当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第 15 条 2. に従い当該クラスが成立していること。
- 2) オーガナイザー賞:オーガナイザーは当該競技会の特別規則に内容を 記載すること。
- 3) 表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したものとして オーガナイザーの用意した副賞は授与されない。

第 7 章 参加者および競技運転者の遵守事項

第 31 条 遵守事項

- 1) 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起ったも のであるにせよ、本統一規則の下で開催される競技会、競技中に生じた事態について本連盟ならびにその所属員および競技役員に対していか なる責任も追及しないこと。
- 2) 参加者は、当該選手権に係る全ての者に全ての法規および規則を遵守 させる責任を有する。
- 3) 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは 競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで 会場を離れないこと。
- 4) 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によ って精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。
- 5) 競技参加者は、本競技会に有効な保険に加入していること。

第 8 章 本規則の解釈および施行

第 32 条 本統一規則の解釈

競技会中に本統一規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は 競技会審査委員会が決定する。

第 33 条 償則

- 1) 償則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されて いる条項に従って償則が適用される。
- 2) 本統一規則に関する償則および本規則に定められていない償則の選択について は、競技会審査委員会が決定する。

第 34 条 本統一規則の施行ならびに記載されていない事項

- 1) 本統一規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本統一規則に記載されていない事項については、JAF 国内競技規則とその細則 および FIA 國際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 3) 本統一規則発行後、JAF において決定された事項は、すべての規則に優先する。

以上

21 JMRC 東北ダートトライアルチャンピオンシリーズ補足書

第1条 シリーズの各部門各クラスの高得点者上位1~6位までを認定し、表彰をする。

第2条 得点合計の対象はシリーズとして成立した当該クラスの競技会の70%（小数点以下四捨五入）とし、高得点順に合計する。但し、開催された競技会の合計数が5競技会に満たない場合は、開催された全ての競技会が得点の対象となる。3戦以上の開催でクラス成立とする。

第3条 複数の競技者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を認定する。

1) 有効得点（シリーズとして成立した当該クラスの競技会数の70%（小数点以下四捨五入）の範囲内で高得点を得た回数の多い順を認定する。

2) 上記1)の回数も同一の場合、当該競技者が獲得した全ての得点のうち高得点を得た回数の多い順を認定する。

3) 上記2)の方法によっても結果が出ない場合には、同順位として認定する。

但し、下記の者の順位は繰り上げない。

例) 2位が複数の場合:1位、2位、2位、4位

第4条 各クラスごとに競技結果成績に基づき下記の得点を与える

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

各クラスの成立は3台以上の出走を以って成立とする

第5条 参加資格

- 1) 参加者はJMRC東北加入クラブの会員、JMRC東北に個人またはチームで加入していかなければならない。
- 2) 2020年の全日本ダートトライアル選手権の各クラス1位の者は参加クラスに関係なく参加は許されない。
- 3) JMRC東北に未加入の参加者は参加が許され賞典も与えるが、ポイントは与えられない。
- 4) 大会当日受付時にJMRC東北会員証の提示が必要である。

第6条 JMRC全国オールスターダートトライアルの選抜基準

各クラスの1位~6位に参加資格を与えるが、不参加の場合は繰り上げるものとする。

第7条 事務局

住所 〒960-2156 福島県福島市荒井字横塚 11-104

JMRC東北ダートトライアル部会事務局

担当 谷津 良嗣

連絡先 TEL 090-1339-3773

E-Mail info@jmrct-d.com

URL http://jmrct-d.com/

以上